

千葉県立自然公園事業執行認可等の取扱要綱の一部改正（案）の概要

環境生活部自然保護課

1 趣 旨

千葉県立自然公園の保護及び利用のために決定された事業を県以外の者が行う際の手続等については、千葉県立自然公園条例（以下「条例」という。）、千葉県立自然公園条例施行規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、「千葉県立自然公園事業執行認可等の取扱要綱」に定めている。

千葉県立自然公園については、県内の国定公園と同等の取扱いとしていることから、公園事業執行認可等の取扱いについても千葉県立自然公園と県内の国定公園とで同等のものとなるように「千葉県立自然公園事業執行認可等の取扱要綱」の内容は「国定公園事業執行認可等の取扱要綱」に準じたものとしている。

本件は、条例及び規則の改正（令和6年4月1日施行）並びに「国定公園事業執行認可等の取扱要綱」の改正（令和7年2月12日施行）に合わせて、規定の整備を行うものである。

2 改正概要

（1）譲渡による承継の承認に係る規定の追加

条例及び規則の改正（令和6年4月1日施行）により公園事業の譲渡による地位の承継に係る規定が追加されたことを踏まえ、規定の整備を行う。

ア 審査事項及び審査基準

県内の国定公園事業の取扱いと同様とするため、「国定公園事業執行認可等の取扱要綱」に準じて取り扱うものとする。

イ 不認可等に係る指令書の交付の取扱い

譲渡による承継協議への異議又は不承認処分に係る回答書又は指令書の取扱いについて、その他処分に係る回答書又は指令書の交付の取扱いと同様のものとする。

ウ 標準処理期間

譲渡による承継協議及び承認の標準処理期間を法人の合併（分割）等による承継協議及び承認と同様のもの（30日）とする

（2）その他規定の整備

「国定公園事業執行認可等の取扱要綱」の改正により生じた引用箇所の修正等、諸規定の整備を行う。